

令和3年4月22日
生活文化政策部
文化・芸術振興課

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者候補者の選定について

1. 主旨

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定期間が令和4年3月で終了することから、令和2年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「条例」という。）に基づき、令和4年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

（1）施設名及び所在地

世田谷区立世田谷文化生活情報センター（世田谷区太子堂4丁目1番1号）

3. 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4. 選定体制

（1）選定委員会の設置

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

（2）選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員4名と、区職員3名とする。（別紙参照）

5. 現在の指定管理の状況等

（1）指定期間と指定管理者

5年間（平成29年4月1日～令和4年3月31日）

公益財団法人せたがや文化財団

（2）選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、施設の維持管理が適切になされていることに加え、劇場公演や生活工房ギャラリーにおける企画展、ワークショップなどの自主事業を多彩に実施していると概ね良好に運営されているとの評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理等、適切な維持管理を行っている。
2. 施設の運営	<p>○劇場公演や生活工房ギャラリーにおける企画展、ワークショップなど多様な自主事業を実施するとともに、「三茶 de 大道芸」などの地域活性化事業や「世田谷アートフリマ」などの市民活動支援事業に積極的に取り組んでいる。また、音楽事業部及び国際事業部を設置し、せたがやジュニアオーケストラ事業など区の施策と緊密に連携した事業を展開している。</p> <p>○公共劇場や関係団体とネットワークを築き、専門家、技術者、アーティストなど次代を担う人材の育成に取り組んでいる。</p>
3. 事故や緊急時等への対応	<p>○危機管理マニュアル等を整備し、事件事故発生時の体制構築がなされている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症にあたっても、来館者への衛生・安全管理を徹底して行っている。</p>
4. サービス向上の取組み	<p>○利用者アンケート等による意見・要望に細やかに対応し、サービスの向上に取り組んでいる。</p> <p>○貸館利用者に対して、施設の有効な利用法や展示方法の提案や、劇場設備等の使用講習会等を行うなどサポート体制が構築されている。</p>
5. 収支状況	効果的・効率的な予算執行、及び金銭管理が適正に行われている。
6. 改善の取組み	指定管理者に対する区の評価と指摘に対し、適切な改善がなされている。
【総合評価】	
<p>当該施設に関する区の方針を理解し、公益財団法人せたがや文化財団がもつ高い専門性を活かした事業展開と安定した施設管理がなされ指定管理の効果が得られている。</p> <p>優れた劇場公演や企画展を実施するとともに、「三茶 de 大道芸」などの地域活性化事業にも取組み、まちの賑わいの創出や地域コミュニティの活性化に寄与している。加えて、区の施策と緊密に連携し、小学生から高校生までを対象としたせたがやジュニアオーケストラ事業や、「まちなか・まちかどコンサート」などの区民が身近な場所で気軽に音楽に親しむ機会の創出に取り組んでおり、今後、国際事業部が新設されたことによる国際交流事業の充実についても期待する。また、中長期的な視点で舞台技術に関わる人材育成に取り組み、今後も安定した劇場運営が見込まれる。</p> <p>コロナ禍による利用者の減少があるが、引き続き、区と密接に連携し、区民ニーズに応じた事業の推進を期待したい。</p>	
【実績評価の反映】	
<p>実績評価の反映として、年度評価3年分の配点数に対する合計点数の割合が約 89%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、現在の指定管理者が応募する場合は、5%分を加点する方向とし、最終的には年度評価4年間分の結果を踏まえ加点を決定する。</p>	

6. 指定管理者制度導入の理由

世田谷文化生活情報センターでは、高度な劇場設備等の専門知識と管理運営のノウハウを活かした施設運営を行うとともに、生活工房貸館利用者に対しては、利用者ニーズに合わせた施設の有効な利用法や展示方法の提案などが求められている。加えて、優れた劇場公演や、身近な生活における「生活文化」を多様な角度から紹介する展示などの自主事業を実施する等、事業者の創意工夫により、利用者への一層のサービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

指定管理候補者については、本年3月3日に開催された第1回選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区(施設管理所管課)による評価の結果が良好であったことに加え、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて了承された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【候補者名】

公益財団法人せたがや文化財団

【世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドラインによる特別な事情】

①「(イ) 区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する理由

現指定管理者は、質の高い劇場公演を実施し、全国的に高い評価を受けるとともに、地元商店街や町会等と連携・協働により実施する「三茶 de 大道芸」などの地域連携事業を積極的に展開し、地域や関係団体等と信頼関係を構築してきた。更に、「世田谷アートフリマ」など市民活動団体等の活動や区民の地域交流活動を支援し、文化・芸術活動の振興を図る拠点施設である、世田谷文化生活情報センターの運営に取り組んできた。今後、区民や専門家の意見やアドバイスを取り入れ、新しい視点で事業展開に取り組み、地域等との連携事業を充実させることで、より広く開かれた施設運営が期待できる。

②「(ウ) 区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する理由

文化施設の運営にあたっては、施設の設置目的や区民ニーズを踏まえた質の高い文化・芸術事業に加え、区の文化施策と緊密に連携した取組みを行う必要がある。せたがや文化財団は、「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(平成30年3月策定)」における施策推進の牽引役として位置付けられており、現在策定を進めている「世田谷区第3期文化・芸術振興計画(調整計画)」においても、区の文化施策の中核的な役割を担うことが求められている。今後、社会状況の変化等を踏まえた新たな

取り組みが一層求められる中、現指定管理者が文化施設の運営を担うことで、豊富な実績と経験を活かした柔軟な事業展開や、区の文化政策と連動した計画・実施などが期待できる。

世田谷文化生活情報センターの運営にあたっては、劇場設備の運用に関する高度な専門知識を有するスタッフの確保・育成、事業の企画立案等に関するノウハウの蓄積が必要不可欠であることから、中長期的な視点で管理運営を行う必要がある。

せたがや文化財団は、公共劇場や関係団体とネットワークを築き、次代を担う人材の育成に取り組んでおり、長期的な視野で専門人材の育成と経験・技術の継承された施設運営が期待できる。

(2) 選定基準

条例第19条第3項で定める以下の基準に基づく。

- ①センターに関する業務を十分に行う能力とこれに類する施設の管理の実績を有していること。
- ②センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- ③センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和3年4月 区民生活常任委員会報告（選定）

5月～ 選定期間

9月 区民生活常任委員会報告（選定結果）

第3回区議会定例会

令和4年4月 次期指定管理者による管理開始

別紙

令和2年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
	柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
	草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
区委員	志賀 肇一	世田谷総合支所長
	林 勝久	教育委員会生涯学習部長
	松本 公平	生活文化政策部長

令和3年度世田谷区文化施設指定管理者選定委員会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	役職等
外部委員	伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
	垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
	柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
	草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
区委員	清水 昭夫	世田谷総合支所長
	内田 潤一	教育委員会生涯学習部長
	片桐 誠	生活文化政策部長